

消防用設備等設置指導指針

監修 長崎県消防長会

目 次

第1章 総 則

1 目 的	1
2 用語例	1
3 運用上の留意事項	1

第2章 消防用設備等設置基準

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	3
第2 消防用設備等の設置単位	39
第3 建築物の床面積及び階の取扱い	45
第4 無窓階の取扱い	52
第5 収容人員の算定	58
第6 令8区画等の取扱い	77
第7 防災防火対象物、防災物品	83

第3章 予防事務質疑応答

第1節 一般事項

第1 防火対象物の指定	84
第2 消防用設備等の設置単位	92
第3 無窓階	106
第4 収容人員の算定	109
第5 防災規制	111
第6 防火管理	112
第7 共同住宅等の特例基準	113
第8 令8区画及び共住区画を貫通する配管の取扱いについて	117
第9 建築物の高さのとらえ方	120

第2節 消防用設備等

第1 消火器	121
第2 屋内消火栓設備	126
第3 スプリンクラー設備	144
第4 水噴霧消火設備等	148
第5 自動火災報知設備	155
第6 漏電火災警報器	159
第7 消防機関へ通報する火災報知設備	160
第8 非常警報設備	162

第9	避難器具	167
第10	誘導灯及び誘導標識	175
第11	連結散水設備	205
第12	連結送水管	206
第13	その他	208
第3節	消防用設備等着工届、設置届の添付図書等	
第1	着工届	209
第2	設置届	213
第3	軽微な工事に関する届出の省略	214

巻末資料

消防法令運用アドバイス	221
消防法令通達	294